

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅲ. 所得税法

問1

以下の文章は修正申告について述べたものである。□A□から□F□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計12点）

□A□を提出した者及び□B□又は決定を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、税務署長からの□B□があるまでは、□C□を税務署長に提出することができる。

- (1) 申告書に記載した又は更正通知書・決定通知書に記載された税額に□D□があるとき
- (2) 申告書に記載した又は更正通知書に記載された純損失等の金額が□E□であるとき
- (3) 申告書に記載した又は更正通知書・決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が□E□であるとき
- (4) 申告書又は更正において□F□がないこととされていた場合において□F□があるとき

問2

前年以前より物品販売業を営む居住者甲の本年分の所得税に関する事業所得の金額をその計算過程を求め、
 から に当てはまる数値を入力しなさい。(計24点)

甲は青色申告承認申請書を本年4月1日に納税地の所轄税務署長に提出しているが、これについて税務署長から何ら承認又は却下の通知を受けていない。

なお、甲は減価償却資産の償却方法についてはすべての資産について旧定率法を選定し、適正に届け出ている。
 甲が作成した物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。

	自令和5年1月1日	至令和5年12月31日	(単位:円)
年 初 商 品 棚 卸 高	3,011,000	売 上 高	50,813,690
本 年 商 品 仕 入 高	10,804,060	保 険 金 収 入	75,000
給 料 賃 金	17,150,000	雑 収 入	2,081,761
減 価 償 却 費	4,066,940	年 末 商 品 棚 卸 高	3,586,000
諸 経 費	6,768,850		
本 年 利 益	14,755,601		
	56,556,451		56,556,451

(付記事項)

1. 売上高には本年7月及び12月に行ったバーゲンセールによるものが8,430,500円含まれている。
 このバーゲンセールにより販売した商品の通常販売価額は12,970,000円である。
 なお、このバーゲンセールは広告宣伝の一環として行われたものである。
2. 保険金収入は本年5月に商品の一部が盗難にあったことにより、保険会社から支払いを受けたものである。
3. 雑収入は本年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額として適正額である。
4. 給料賃金のうちには本年4月から甲の営む物品販売業に専ら従事することとなった妻及び次男に対して、それぞれ2,400,000円ずつ支払った給与の合計額4,800,000円が含まれている。
 なお、甲は本年4月1日に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出している。
 また、この金額は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている金額の範囲内であり、かつ、労務の対価として相当と認められるものである。
5. 減価償却費は次の資産に係るものを除き、適正に計算された金額である。
 なお、減価償却費のうちには、従業員宿舍に係るもの756,000円が含まれている。

(1) 店 舗

これは平成9年に27,000,000円で取得し、取得と同時に事業の用に供している。この店舗の年初未償却残額は2,047,629円、耐用年数は22年である。

(2) 応接セット

これは令和4年に178,500円で取得し、取得と同時に事業の用に供されている。この応接セットは、令和4年に一括償却資産として処理されており、年初未償却残額は119,000円、耐用年数は6年である。

なお、甲はこの応接セットを本年11月に165,000円で譲渡しているが、本年末日現在この金額の支払いは受けておらず、何ら処理していない。

< 次ページへ続 >

<問2の続き>

6. 諸経費には次の金額が含まれており、それ以外の金額は本年分の経費として適正額である。

(1) 損害保険契約に係る保険料 120,000円

これは店舗を保険目的とするものであり、本年7月1日から向こう1年分の保険料を一括して支払ったものである。

なお、この損害保険契約の保険期間は5年であり、この保険料のうち30,000円は積立保険料である。

甲は前払費用の額につき、継続してその支払った年分の必要経費に算入することとしている。

(2) 会館工事負担金 450,000円

この金額は甲が所属する組合の会館建設のため、本年4月7日に支払ったものである。

なお、会館（耐用年数41年）は本年7月8日から建設着手され、本年12月に工事完了予定である。

(3) 商店街のアーケード（耐用年数15年）設置負担金 360,000円

この金額は本年3月31日に支払ったものであり、工事に着手したのは本年8月31日である。

(4) 海外渡航費 800,000円

これは、甲が本年6月に取引先との商談のために外国に出張した際に支払ったものである。滞在日数は10日間であったが、商談が予定より早く終了したため、甲はこの機会にあわせて観光旅行をしてから帰国している。なお、事業遂行上必要と認められる日数は7日間であり、上記金額のうち150,000円は往復の旅費に相当する金額である。

	6年	15年	22年	41年
旧定額法償却率	0.166	0.066	0.046	0.025
旧定率法償却率	0.319	0.142	0.099	0.055
定額法償却率	0.167	0.067	0.046	0.025
定率法償却率	0.417	0.167	0.114	0.061

(5) 家事費150,000円が含まれている。

<次ページへ続く>

<問2の続き>

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
事業所得	L	<p>(1) 総収入金額 ()</p> <p>① 売上高 ()</p> <p>② 商品保険金収入 A ()</p> <p>③ 雑収入 B ()</p> <p>④ 応接セット譲渡対価 C ()</p> <p>(2) 必要経費 ()</p> <p>① 売上原価 $() + () - () = ()$</p> <p>② 給料賃金 $() - () = D ()$</p> <p>③ 減価償却費</p> <p>(イ) 店舗 $() \times () = ()$</p> <p>(ロ) 応接セット $() \times \frac{()}{()} = ()$</p> <p>(ハ) その他 ()</p> <p>(ニ) (イ)～(ハ)の計 = E ()</p> <p>④ 損害保険料 () - () = F ()</p> <p>⑤ 会館償却 $() \times \frac{() \text{月}}{() \text{月} \times \text{(注)} () \text{年}} = G ()$ (注) ()年 \times ()% > ()年 \therefore ()年</p> <p>⑥ アーケード $() \times \frac{() \text{月}}{() \text{月} \times \text{(注)} () \text{年}} = H ()$ (注) ()年 > ()年 \therefore ()年</p> <p>⑦ 海外渡航費 $() + (() - ()) \times \frac{() \text{日}}{() \text{日}} = I ()$</p> <p>⑧ その他の諸経費 $() - () - () - () - () - () = J ()$</p> <p>⑨ 事業専従者控除額</p> <p>(イ) $\frac{(1)-(2)①\sim⑧}{() + ()} = ()$</p> <p>(ロ) 妻 () < () \therefore ()</p> <p> ⊕ 次男 () < () \therefore ()</p> <p> ⊗ ① + ⊕ = K ()</p> <p>(3) (1)-(2) = ()</p>

問 3

次の場合の本年分の譲渡所得の金額及び課税標準を求め、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。 (計8点)

(1) 譲渡所得の内容

- ① 保有期間 6 年の絵画 (時価 290,000 円) の売却益 80,000 円
- ② 保有期間 4 年の骨とう品 (時価 560,000 円) の売却損 △220,000 円
- ③ 所有期間 11 年の空地の売却損 △1,900,000 円
- ④ 所有期間 4 年の別荘の売却益 570,000 円
- ⑤ 保有期間 3 年の上場株式の売却損 △122,000 円

(2) その他の各種所得の内容

- ① 配当所得の金額 (総合課税) 100,000 円
- ② 不動産所得の金額 △600,000 円 (注)

(注) 土地の取得に係る借入金の利子で必要経費に算入されたものはない。

- ③ 事業所得の金額 4,500,000 円
- ④ 一時所得の金額 525,000 円
- ⑤ 雑所得の金額 △300,000 円

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
譲 渡 所 得		総合
総合短期	<input type="text" value="A"/>	譲渡損益
分離長期	<input type="text" value="B"/>	総合短期 (骨とう品) <input type="text"/>
上場株式分離	<input type="text" value="C"/>	絵画の譲渡による所得は非課税
		土地等・建物等
		(1) 譲渡損益
		分離短期 (別荘) <input type="text"/>
		分離長期 (空地) <input type="text"/>
		(2) 通算
		<input type="text"/> + <input type="text"/> = <input type="text"/>
		上場株式等
		株式 <input type="text"/>

課税標準の計算

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額	<input type="text" value="D"/>	(1) 損益通算
		$\overset{\text{不動産}}{\text{ }} + (\overset{\text{配当}}{\text{ }} + \overset{\text{事業}}{\text{ }}) = \text{ } \text{ }$
		(2) $\text{ } + \overset{\text{一時}}{\text{ }} \times \frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ } \text{ }$
合 計	<input type="text"/>	

問4

居住者甲（中小事業者に該当する青色申告者）は前年以前から小売業を営んでおり、甲は従業員に対して給与の支給をしているが、その支給額は本年が7,000,000円、前年が6,600,000円であった。

この場合において給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を求め、 から に当てはまる数値を入力しなさい。（計15点）

なお、甲は本年及び前年において教育訓練費の支出はしていない。

また、甲の本年分の各種所得の金額及び課税所得金額等の状況は次のとおりである。

- ・ 事業所得の金額 13,000,000円
- ・ 一時所得の金額 750,000円
- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 30,000円
- ・ 課税総所得金額 9,790,000円
- ・ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 30,000円
- ・ 算出税額 1,699,200円

（うち課税総所得金額に対する税額は1,694,700円であり、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額は4,500円である。）

（単位：円）

摘要	金額	計算過程
算出税額	<input type="text"/>	(1) 課総に係る税額 <input type="text"/> (2) 上場課株に係る税額 <input type="text"/> (3) (1)+(2)= <input type="text"/>
給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除	<input type="text" value="E"/>	<p>〈判定〉</p> $\frac{7,000,000 - 6,600,000}{\text{}} \geq \text{} \% \therefore \text{適用あり}$ <p>(1) <math>(7,000,000 - 6,600,000) \times \text{<input type="text" value="A"/>} \% = \text{<input type="text" value="B"/>}</math></p> <p>(2) <math>1,694,700 \times \frac{13,000,000}{\text{<input type="text" value="C"/>}} \times \text{<input type="text" value="D"/>} \% = \text{<input type="text"/>}</math></p> <p>(注) <math>\text{<input type="text"/>} + \text{<input type="text"/>} \times \frac{1}{2} = \text{<input type="text"/>}</math></p> <p>(3) (1)<input type="text"/>(2) \therefore <input type="text"/></p>

問5

次の資料により居住者甲の本年分の各種所得の金額及び確定申告において精算される源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額を求め、 から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、源泉徴収及び住民税の特別徴収の適用があるものについては、これらの税額を控除する前の金額である。 (計14点)

	金額	備考
預貯金の利子	2,000円	-
特定公社債の利子	4,000円	(注1)
A社の配当金(配当計算期間1年)	120,000円	(注2)
B社の配当金(配当計算期間1年)	150,000円	(注3)
原稿料	1,200,000円	(注4)
広告宣伝等のための賞金	2,000,000円	(注5)

(注1) 特定公社債の利子については、申告分離課税の適用を受けるものとする。

(注2) A社の株式は上場株式等に該当しない。

(注3) B社の株式は上場株式等に該当し、甲の持株割合は3%未満である。

なお、上場株式等の配当等については申告分離課税の適用を受けるものとする。

(注4) 1回の支払でまとめて受け取ったものである。なお、甲は作家ではない。

(注5) 現金1,500,000円と、副賞の貴金属の時価500,000円の合計額である。

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
利子所得 上場分離 (源泉分離)	<input type="text"/> <input type="text"/>	預貯金 <input type="text"/> (源分) 公社債 <input type="text"/>
配当所得 総合 上場分離	<input type="text"/> <input type="text"/>	総合 A社 <input type="text"/> 上場分離 B社 <input type="text"/>
雑所得	<input type="text"/>	原稿料 <input type="text"/>
一時所得	<input type="text" value="A"/>	(1) 総収入金額 賞金 <input type="text"/> + <input type="text"/> = <input type="text"/> (2) その収入を得るために支出した金額 <input type="text"/> (3) 特別控除額 {(1)-(2)} <input type="text"/> <input type="text"/> ∴ <input type="text"/> (4) (1)-(2)-(3) = <input type="text" value="A"/>
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	<input type="text"/>	$4,000 \times \text{B} + 120,000 \times \text{C} + 150,000 \times \text{D}$ $+ 1,000,000 \times \text{E} + (\text{雑所得の金額} - 1,000,000) \times \text{F}$ $+ \text{一時所得の金額} \times \text{G} = \text{ }$

問6

次の資料に基づき、居住者甲（青色申告者）の本年分の各種所得の金額及び課税標準を求め、A から M に当てはまる数値を入力しなさい。 (計27点)

1. 甲は本年3月31日をもって平成10年に開業した物品販売業を廃止し、本年4月1日に甲商店(株)を設立している。

甲の本年分の物品販売業に係る損益計算書は次のとおりである。なお、甲は簡易な簿記の方法により帳簿の備え付け及び保存を行っている。

損益計算書			
自令和5年1月1日		至令和5年3月31日	
(単位：円)			
年初商品棚卸高	1,640,000	本年商品売上高	12,000,000
本年商品仕入高	6,560,000	期末商品棚卸高	1,000,000
営業費	2,033,014	雑収入	500,000
減価償却費	178,418		
本本年利益	3,088,568		
	13,500,000		13,500,000

(付記事項)

- (1) 甲は本年3月31日において有していた商品を甲商店(株)に贈与している。この商品の通常の販売価額は1,660,000円、取得価額は1,000,000円である。
- (2) 営業費には本年1月から3月まで甲の妻に支払った青色事業専従者給与450,000円が含まれている。
 なお、この金額は「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内であり、労務の対価として相当と認められるものである。
- (3) 減価償却費は次に掲げる資産に係るもの以外は適正に計算されている。
 なお、甲は開業の時ににおいて、すべての減価償却資産の償却方法について旧定率法を選定している。

資産	取得年月	取得価額	年初未償却残額	償却率	備考
店舗 備品 A	平成10年1月	15,000,000円	1,107,157円	0.099	(注1)
	令和4年2月	98,000円	-	-	(注2)

- (注1) 本年4月1日より甲商店(株)に賃貸している(2.参照)。
 (注2) 事業廃止に伴い甲商店(株)に60,000円で譲渡しており、譲渡時の価額は60,000円である。
 (注3) 上記の資産はいずれも取得後直ちに甲の事業の用に供されている。

- (4) 貸倒引当金戻入660,000円が処理されていない。
2. 甲は本年4月1日より店舗及び敷地を甲商店(株)に賃貸している。店舗及び敷地の賃貸に係る本年分の収入金額は1,800,000円(適正額)であり、この店舗及び敷地の賃貸に係る本年分の諸経費(減価償却費及び貸倒引当金は含まれていない。)は1,963,033円である。
 なお、諸経費の中には敷地の取得に係る借入金の利子1,200,000円が含まれている。
 また、収入計上した賃貸料のうち720,000円は本年末日現在未収である。

<次ページへ続く>

<問6の続き>

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
事業所得	<input type="text"/>	(1) 総収入金額 (<input type="text"/>) (注) $12,000,000 + \text{} = \text{}$ ① 売上高 $12,000,000 + \text{} = \text{}$ (注) $1,660,000 \times \text{} \% = \text{} > \text{} \therefore \text{}$ ② 雑収入 <input type="text"/> ③ 備品A <input type="text"/> C ④ 貸倒引当金戻入 <input type="text"/> (2) 必要経費 (<input type="text"/>) ① 売上原価 <input type="text"/> D ② 営業費 <input type="text"/> E ③ 青色事業専従者給与 <input type="text"/> ④ 減価償却費 (イ) 店舗 $1,107,157 \times 0.099 \times \frac{\text{}}{12} = \text{}$ G (ロ) その他 <input type="text"/> (ハ) (イ)+(ロ) = <input type="text"/> (3) 青色申告特別控除額 総収入金額 - 必要経費 > <input type="text"/> H \therefore <input type="text"/> (4) (1)-(2)-(3) = <input type="text"/>
不動産所得	<input type="text"/>	(1) 総収入金額 <input type="text"/> (2) 必要経費 (<input type="text"/>) ① 諸経費 $1,963,033 - \text{} = \text{}$ I ② 借入金利子 <input type="text"/> J ③ 減価償却費 $1,107,157 \times 0.099 \times \frac{\text{}}{12} = \text{}$ L (3) (1)-(2) = <input type="text"/>

II 課税標準の計算

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
総所得金額	<input type="text"/> M	損益通算 (注) $(\text{} + \text{ (注) \text{ $
合計		